

東広島市農業委員会令和7年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月30日（金） 午前10時01分から午前11時24分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	2	久 保 伸 司	4	脇 坂 俊 之
5	台 川 洋 子	6	中 務 秀 子	7	古 川 みどり
8	杉 本 源 藏	9	柏 尾 博 明	10	荒 谷 義 憲
11	村 上 義 則	12	木 原 省 五	13	財 満 俊 子
14	仲 伏 英 雄	15	高 尾 昭 臣	16	大 月 靖 規
17	土 井 浩 文	18	在 間 輝 昭	19	古 本 啓 之
20	橘 川 一 則	22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄
24	住 井 正 美				

- 4 欠席委員 2名

番号	氏 名	番号	氏 名
3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 9番 柏 尾 博 明 委員 10番 荒 谷 義 憲 委員

- 7 次第

- (1) 開会

- (2) 議事録署名者指名

- (3) 会期の決定

- (4) 議案

議案第23号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第24号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

- 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第28号 令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の
 点検・評価について

(5) 報告

- 報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第21号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係主任主事	寺 谷 邦 明
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課課長	法 専 信次郎
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課
 担い手支援係主事

高 田 純 司

議 長	本日の日程ですが、総会では議案事項が6件、報告事項が2件となっております。また、総会終了後は農地利用最適化推進委員の第2回選考委員会の開催を予定しております。引き続き、円滑な議事運営に委員皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、これより5月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行を行います。 在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、9番柏尾委員、10番荒谷委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和7年5月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	ありがとうございます。 それでは、会期は令和7年5月30日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第23号「地域計画変更(案)に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。

高 田 主 事		私からは、総会議案第23号「地域計画変更に対する意見決定について」説明いたします。 まず初めに、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和5年4月に施行されたことに伴い、人・農地プランが法定化されたため、市街化区域を除く全ての農地を対象に、地域農業の将来の在り方と農地利用に係る目標地図を定めた地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画を令和7年3月31日に策定いたしました。 この度、農地転用の申請を目的とした地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。 申出件数は吉川地区で2件、大田・小松原・大芝・風早地区で1件となっております。 地域計画に反映させた内容については、吉川地区の現状の集積率は46.9%から46.7%に減少し、経営体の面積は現状と10年後、ともに98.2haから97.8haに減少しております。大田・小松原・大芝・風早地区については、現状の担い手への集積率には変化はありませんでしたが、経営体の面積は90.1haから90haに減少しております。 地域計画の今後の流れとしては、6月末に変更の公告を行う予定でございます。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、質疑を終わります。 これより採決に入ります。 議案第23号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 挙手多数 >
議	長	賛成多数ですので、議案第23号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第24号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明を求めます。お願いします。
高 田 主 事		それでは、議案第24号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 現在、農業経営基盤強化促進法の改正により相対の利用権設定の受付は、農地中間管理機構を通した利用権設定、または農地法第3条に基づく貸借のいずれかになっております。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいた意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案の内容を説明させていただきます。 今回については、貸し手と借り手、併せて1件の申出となっており、2,994㎡に対して利用権を設定するものでございます。 議案に係る説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。

議	長	議案第24号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第24号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。
		< 高田主事、退室 >
議	長	続いて、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査		総会議案の5ページをご覧ください。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」ご説明いたします。 今月は24件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては、11ページに記載のとおりでございます。 それでは、申請番号91－1でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の公務員の方でございます。自宅近くの申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。近隣の農家に指導を受けながら、水稻を作付する計画となっております。 続きまして、92－2でございます。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 続きまして、93－3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、94－4でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の主婦の方でございます。自宅近くの申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、過去の耕作経験を基にブルーベリーを作付する計画となっております。 続きまして、95－5でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、96－6でございます。 贈与のため、所有権を移転するものでございます。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 続きまして、97－7でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、98－8でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、99－9でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、100－10でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、101－11でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。自宅近くの申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。農業経験のある母親などからの指導を受けながら、大豆、梅を作付する計画となっております。

豊田主査	おります。 続きまして、102-12でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。自宅隣の申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。近隣の農家に指導を受けながら、トマト、キュウリ、白菜などを作付する計画となっております。 続きまして、103-13でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、104-14でございます。 本案件は令和7年3月総会にてご審議いただきましたが、共有名義にするため、令和7年4月17日付で許可の取消願が提出され、改めて申請されたものでございます。申請内容につきましては、新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接する居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、兼業農家の知人に指導を受けながらトマト、ナスなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、105-15でございます。 経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 続きまして、106-16から109-19は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明させていただきます。 地権者による圃場整備のため、所有権を移転するものでございます。申請地は平成30年豪雨災害時に土砂搬入地となっており、沼田川洪水氾濫により土砂が流入した経緯もあり、継続して農地として効率的に利用するために地権者による農地の整備が必要と判断し、このたびの申請に至ったものでございます。 続きまして、110-20でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、111-21でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。申請地隣に居宅を構える予定であり、申請地の譲渡の話があったため、このたびの申請に至ったものでございます。農業経験のある知人から指導を受けながら、水稻、トマト、ナス、キュウリなどを作付する計画となっております。 続きまして、112-22でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、柿などの果樹やトマトなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、113-23でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、水稻やトマトなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、114-24でございます。 贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 以上、24件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員から補足説明があればお願いいたします。

		< なし >
議	長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第25号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第25号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		議案の12ページをお願いいたします。 議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 13ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 申請番号7－1でございます。 ●●における墓地への転用事案でございます。申請地は●●の西約280mに位置する第3種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は遠方にある墓地を移転するため、転用許可申請をされたものでございます。 続きまして、申請番号8－2でございます。 ●●における資材置場等への転用事案でございます。申請地は●●の南約450mに位置する第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は当該農地を資材置場にするため、転用許可申請をされたものでございます。また、申請地は許可を得ることなく資材置場にされていたため、始末書を徴取しております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから本議案を提出するものでございます。 説明は以上でございます。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員で必要があれば補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第26号について、今回の案件は全て広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第26号は、許可することに決定いたします。 次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査		それでは、総会議案の14ページをご覧ください。 議案第27号について説明いたします。 今月は19件の申請がございました。申請地の田畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の19ページをご覧ください。 それでは、53－1について説明いたします。 敷地拡張での転用事案です。受人は隣接する居宅に居住している方です。申請地は●●の南西に位置する第2種農地です。このたび宅地の敷地拡張のため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を添付しております。 続いて、54－2について説明いたします。 資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、機械器具設置工事の

小田主査	施工及び建築資材の小売等を営む会社です。申請地は●●の北に位置する第2種農地です。このたび砕石、真砂土、ビニールパイプ等の資材置場とするため、転用しようとするものです。 続きまして、55－3について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請地は●●の北西に位置する第2種農地です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続いて、56－4について説明いたします。 資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車の解体収集及び土木工事の請負等を営む会社です。申請地は●●の南西に位置する第2種農地です。このたび鉄くずの資材置場とするため、転用しようとするものです。 続いて、57－5について説明いたします。 資材置場への転用事案です。受人は●●に居住し、石材店を営んでおられる方です。申請地は●●の南西に位置する第2種農地です。このたび加工前石材、墓石等の資材置場とするため、転用しようとするものです。 続きまして、58－6について説明いたします。 資材置場及び仮設道路への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、酸素ほか各種圧縮または液化ガスの製造販売等を営む会社です。申請地は●●の北に位置する農振農用地です。このたびU型側溝、ブロック等の資材置場とするため、一時転用しようとするものです。 続きまして、59－7について説明いたします。 駐車場への転用事案です。受人は近隣にお住まいの方です。申請地は●●の西に位置する第2種農地です。このたび経営するアパートの駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を添付しております。 続いて、60－8について説明いたします。 駐車場及び倉庫への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産の売買、賃貸借管理または土木一式工事等を営む会社です。申請地は●●の南に位置する第2種農地です。このたび事業拡大のため、転用しようとするものです。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を添付しております。 続きまして、61－9について説明いたします。 資材置場への一時転用事案です。受人はスマートインターチェンジの工事をする企業体です。申請地は●●の北に位置する第2種農地です。このたび本申請地で建設発生土仮置場とするため、令和9年3月31日まで一時転用しようとするものです。 続いて、62－10について説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●にお住まいの方です。申請地は●●の北東に位置する第1種農地です。このたび住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。 続きまして、63－11から65－13は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 残土処分場への一時転用事案です。申請地は●●の南西に位置する第1種農地です。受人は●●に本店を置く建設残土の運搬及び処理を行う会社です。このたび本申請地を残土処分場として許可後5年間一時転用しようとするものです。なお、転用後は牧草地として復元する計画です。 続きまして、66－14から70－18は事業者が同一であり関連しますので一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。66－14、67－15は●●の南東に位置する第2種農地です。68－16から70－18は●●の南東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続きまして、71－19について説明いたします。
------	--

小 田 主 査	蓄電池設備への転用事案です。申請地は●●の東に位置する第２種農地です。受人は●●に本店を置き、蓄電所の建設及び運営等を営む会社です。このたび蓄電池設備を設置するため、転用しようとするものです。 以上、説明しました19件について、いずれも事業規模等から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。 なお、転用する農地の面積が30 a を超える案件や第１種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち、56－４、58－６、62－10から65－13を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員から補足説明があればお願いいたします。
	< なし >
議 長	補足説明がないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
高 木 委 員	議案の63－11、64－12、65－13、この３件についてお尋ねしたいと思いますが、まずここは国費、県費を投入して牧草地として造成された農地であると思います。このことについて、一時転用とはいえ５年間農地として利用できない状況、これが法的に違法でない、適法であるということについて、農業委員会としてどのような見解でこれが許可せざるを得ないと判断されたのか、まずお聞きたいします。
小 田 主 査	国費、県費が投入されている土地ということでございますけれども、県に確認いたしましたところ、特に県、国の許可は必要なく、市町の判断でということでございましたので、このたび議案で上程しております。
高 木 委 員	補助金を投入して事業を行った場合に、例えば圃場整備等でも転用するということになれば補助金返還とか。特にこれだけの大規模です。38,000㎡を超えるものですから巨額な公金が投入されている。公金ですから、多分財務省の関係だろうと思いますが、補助金で過去を含めて、財務省の見解はお伺いされたのでしょうか。
小 田 主 査	財務省の見解については、こちらから直接問合せをすることはしておりません。
高 木 委 員	県営事業だったと思いますが、県の特別な許可が要る、県ではないというふうに判断したのはどこの何課のどなたですか。
小 田 主 査	これを確認いたしましたのは、前回同様の案件で許可が下りた事案について確認いたしまして、前の広島県の就農支援課に伺いました。
高 木 委 員	これだけの土地、40,000㎡近い、周りを含めると約50,000㎡、5町分。これに土砂を搬入するということになれば、膨大な量になると思います。農地法、それから補助金の関係が万が一クリアできたとしても、まず下流にお住まいの方たちはご存じですか。
小 田 主 査	下流の方々に直接ご説明差し上げているかどうかというのは確認しておりません。
高 木 委 員	この中に下流にお住まいの方がいらっしゃいます。お尋ねしますが、何か話はありましたか。
中 務 委 員	特にそういう話は聞いたことはないのですが、行ったことはあります、現地を見に。とても牧草地になれそうな土地ではないかなと感じました。 以上です。
高 木 委 員	これだけの大規模な造成をしています、広島県には土砂の適正処理に関する条例があります。これに関して、市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。ちょっと気の毒な質問をしましたが、この土地は色が塗ってないですね、適正処理に関する条例に適用されていない土地ですね。それ以外にも盛土規制法とか、いろんな法的なものがあります。それから、これは残土処分ですから、多分、産業廃棄物の適正な処理及び清掃に関する法律にも関係するのではないかなと思います。また、膨大な土地ですから、これに伴う雨水の処理とか、水質汚濁防止法等の法律、それから河川法も含めて水の処理について何の規制もないというのはどう考えてもちょっと理解できません。しかも、この申請には一時転用ですから当然、調整池等、洪水対策も何も必要ないということになります。なお、か

高 木 委 員	つ、地元説明も何もされない、誰も知らない、下流に人が住んでおられる、そこに50,000㎡もの土地に2m積んだとしても100,000㎡、500,000㎡、莫大な量です。本当にこれは農業委員会だけで許可できる話でしょうか。お尋ねします。
小 田 主 査	規定上、市の許可案件ということにはなっていますが、面積等の関係から広島県の意見聴取の対象となっております。また、開発指導課からも広島県に進達が必要ということで提出済みにはなっております。
高 木 委 員	この件は軽々に、まあ、いいでしょうという話にはならないというふうに思います。広島県、そして東広島市として総合的に本当に大丈夫なのかということ判断する基本をつくって、そして市長、県知事を中心として協議する案件だと思います。そのことが済んで農業委員会として審議すべきであって、これだけの規模のものを私は責任取れません。皆さんは責任とれますか。こんな大規模な開発が一農業委員会の権限でできるはずがないと私は思っています。よって、本案件については保留にさせていただいて、改めて市、県で慎重な検討を行っていただいて、本当に許可していいものかどうかということを示していただいた上で農業委員会としての結論を出すべきだと思います。 以上です。
中 務 委 員	6番中務です。 高木委員が発言されましたけれども、ぜひぜひ農業委員の皆さんに現地を見ていただきたいと思います。すごく広大なところなので。ただし、5時以降でないとダンプの出入りがあって見られないので、私が前に行ったときも5時以降に、その地権者の方が鍵を持っておられるので開けてもらって見に行かせてもらったことはありますので。もし、高木委員が言われるような内容のことであれば、ぜひ見ていただきたいと思います、現地のほうを。 以上です。
議 長	休憩をさせていただきます。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	休憩を閉じまして、先ほどからの件について、ほかには意見はございますか。
	< なし >
議 長	ないようですので、先ほど63-11、64-12、65-13は今後いろいろな協議をしていかないといけないので継続にさせていただきます。 それから、53-1から62-10、66-14から71-19までの採決をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いします。 53-1から62-10、66-14から71-19の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	議案第27号のうち、本日お配りした農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
住 井 委 員	これは意見聴取を広島で認めるということ、審議するということですか。
議 長	はい。
住 井 委 員	分かりました。どうぞ。
議 長	では、採決します。挙手をお願いします。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第27号のうち、53-1から62-10、66-14から71-19について、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、議案第28号「令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況

議 長	の点検・評価について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
合 原 主 査	それでは、議案第28号「令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検評価について」ご説明申し上げます。 別紙2の議案第28号をご覧ください。 農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標を設定することになっておりまして、先月の4月総会においてでも今年度のもので、令和7年度の目標等について、ご審議をいただきましたけれども、本案は昨年度の令和6年度に設定いたしました目標に対して、実績から点検・評価をした上で公表することとされているもので、定められた様式にて策定したものでございます。 ページを開いて、議案の1ページをご覧ください。 項番Ⅰ、農業委員会の状況でございますが、ここには今年の4月1日現在の状況を記載しておりまして、農業委員会の体制や農家、農地等の概要などについて記載したものでございます。 ページ変わって、2ページをご覧ください。 項番Ⅱ、最適化活動の実施状況でございます。 1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積でございますが、①の現状には令和6年度当初の担い手への農地集積の状況を、②には令和6年度当初に設定いたしました集積率等の目標について記載しております。この目標に対しての実績が、その下の③の表に記載しておりまして、令和6年度中に担い手へ新規に集積された面積は92.9ha、担い手への年度末の累計集積面積は1,676haで、集積率24.6%となっております。集積率ですが、年度当初の目標26.3%に対し、実績が24.6%ということで、達成状況は93.6%で、90%を超えたものの、点検の結果、目標達成には至らなかったという結果となりました。 一方、集積面積での実績では、令和6年度当初1,614haから令和6年度末1,676haとなりまして、62ha増加し、先程、申し上げましたとおり、集積率も23.5%から24.6%に上がりました。 次に、(2)遊休農地の発生防止、解消でございますが、①の現状には、令和6年度の農地パトロールの結果で、そのうち遊休農地、いわゆるA農地について、A農地に判定された農地の面積を、次に、②の目標には令和6年度当初に設定した遊休農地の解消目標面積を記載しております。 3ページに移りまして、③の実績でございますが、アの既存遊休農地の解消の欄には、令和6年度中に解消された面積を記載しておりまして、解消面積は5.8haで、目標に対する達成状況は37.7%となっております。 次の④、その他の表には、農地パトロールとその後の利用意向調査の実施状況を記載しておりまして、点検の結果は、先ほどの集積率と同様、目標達成には至らなかったとなりました。 次に、(3)新規参入の促進でございます。 ①の現状には、令和3年度から令和5年度までの新規参入の状況を、また②の目標には、令和6年度当初に設定した新規参入者へ貸付けすることのできる農地面積の目標等を記載しております。 ページを開いて、4ページをご覧ください。 ③の実績でございますが、借り手紹介依頼書による農地情報の収集によりまして、令和6年度は13.3haの実績があり、点検結果といたしましては目標を上回ることができたという結果となっております。 次に、2、最適化活動の活動目標でございます。 (1)の最適化活動を行う日数目標の欄と、(2)の活動強化月間の設定での①目標欄には、令和6年度当初に設定した目標でして、②には実績を記載しております。 実績の欄には、活動強化月間について記載することとなっております。ここには主に地区協議会等で皆様とご協議させていただいた内容を実績として記載しております。 ページ移りまして、5ページをご覧ください。 (3)新規参入相談会への参加でございます。

合 原 主 査	①は目標で、その下の②は実績でして、令和6年度については、参加に至りませんでした。 続いて、その下の欄は、目標の達成状況の評語でございます。「目標に対して期待を上回る結果が得られた」と記載しておりますが、これは、先程、申し上げました、農地の担い手への集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の実績、それから、活動強化月間の実施での実績において、それぞれの達成状況から、国から示された評価点に基づき、その合計値から評語が設定されておまして、これに基づいて記載したものです。そして、その下の表には、推進委員等の点検評価結果でして、各評語に該当される委員さんの人数をそれぞれ記載したものでございます。 ページを開いて、6ページをご覧ください。 ここには、事務の実施状況といたしまして総会の開催実績のほか、農地法に基づく許可事務等について、その状況を記載しております。 ページ移りまして、7ページをご覧ください。 A3サイズの資料でございますが、ここには農業委員さん、推進委員さんの活動実績と成果実績を取りまとめたものでございます。 (1)の最適化活動の実施状況には、皆様にご記入をいただきました活動記録簿を基に集計をしたもので、令和6年4月から令和7年3月における委員さんの活動日数の合計は、6,699日となっております。農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進のそれぞれの活動日数等については表のとおりでございます。 続いて、その下の(2)①は、成果目標の達成状況、そして、右横の②の表は実績について点検・評価したものを、それから、一番下の表には、農業委員会による点検・評価について、先ほど、ご説明いたしました点検結果の内容を記載しております。 議案第28号についての説明は以上でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
村 上 委 員	議案第28号の意見がないようですので、それとは別に事務局にお伺いしたいのですが、よろしいですか。
議 長	どうぞ。
村 上 委 員	今の農業のありようについて伺ってみたいのですが、現在テレビや新聞で米が問題、話題になっておまして、米の値段も気になりますが、その前に東広島市全体の農業は今後どうなるのか。分からないまま、今田植が終わったような状況でございます。ご存じのように、東広島市は庄原市に次いで2番目の米どころです。しかしながら、20年後にはもう4分の1に農家が減るといふような報道もあります。年々農業を辞められる人が私たちの周辺にもおられまして、本当に不安です。そこで、事務局に伺いたいのですが、中・長期的に農業政策ってどんなように考えられておるのか、今の段階で結構ですのでお願いいたします。
木 村 局 長	失礼いたします。ただいま村上委員からご質問がありました件につきまして抽象的かつ不確実ではありますが、お答えさせていただきます。 まず、市では農家数の減少、食糧需給の変化、構造改革の加速化など、農業・農村を取り巻く情勢は以前にも増して厳しくなっておりまして、そのような急速な環境変化に対応するため、社会情勢の変化等を踏まえ、東広島市における農業振興の総合的な指針として第3次東広島市農業振興基本計画を策定されております。これは令和2年から令和12年までの10年間計画となっております。そちらの基本的な方針としまして、「活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島」を将来像とし、農業による地域保全の観点と農業の高収益化の観点のそれぞれの課題に対し、農の持つ多様な価値を生かした豊かな市民生活の創造、生産性の高い営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進、農業・農村を牽引し、支える担い手の育成、新たな技術と地域特性を生かした生産性の高い次世代農業の展開、農を起点とした多様なビジネスの創出とブランド化の推進、この5つを基本目標とし、課題解決に向け取組を進められております。 次に、事業の一部ですが、例えば集落農業の組織化支援、農作業省力化技術導入支援、

木 村 局 長	担い手の発掘・確保等、それぞれ様々な事業のほうに取り組んでおられます。また、昨年度策定されました地域計画において、集落や地域の実情に合わせた農地の集積・集約化、効率的かつ安定的な営農体制の構築について、より実効性のある計画にするための取組を今後されると聞いております。また、農業委員会事務局としまして、地域の農地を未来へとつなぐためには、農業委員会法に基づき、意欲ある担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、遊休農地の発生を防ぎ、その解消を図りながら新規参入を積極的に後押ししていくことが不可欠ではないかと考えております。これらの取組を進める中で課題が生じた場合には、関係機関や庁内各部署との緊密な連携を通じて実効性のある対策を講じながら推進していくことが重要であると考えております。非常に基本的なことではありますが、これを地道に行うことが将来の農地を守る上で大切なことではないかと認識しております。 以上、簡単ではございますが、村上委員の質問に対しての回答とさせていただきます。
村 上 委 員	ありがとうございます。分かったような、分からないような。 我々は農業を営んでいますが規模は小さいです。1町あるなしの百姓を営んでいるのですが、その人たちというのはこの東広島で大体7割はそういう人達です。そしてあとの2、3割というのが法人とか、そういうちょっと大きい農業をしています。そのあたりを中心に今後、時間があれば検討してみてください、研究してみてください。要するに、ここ東広島はさすが米どころだ、いいものを考えたというような農業を提案するように事務局頑張ってください。ありがとうございました。
議 長	ありがとうございます。 議案第28号の説明は終わりましたが、ほかには何かありますか。
	< なし >
議 長	ないようですので、採決に入ります。 議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第20号から報告第21号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたのでその概要を報告させていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 4 ページをお願いいたします。 報告第21号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 5 ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は5件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらよろしくお願いします。
柏 尾 委 員	9番柏尾です。 私たち農業委員としての日頃の活動についてお尋ねしたいのですが、事務局から3条、4条、5条等について現地確認等をしてくるようにという指示があるわけですが、その折に直近の事例で2件ほど感じたことがございましてお尋ねします。 1つは、第3条の所有権の移転に基づいて誰かがその土地を購入されたと、その隣に耕

柏 尾 委 員	作されている水田がございまして、その土地は若干水田よりも2 mぐらい高い位置にあります。そこに中華料理屋を開きたいということで所有権の移転だと。現地を見たところ、大雨がまとまって降った場合にはその水田のほうに当然水が流れていく。たまたまそれが中干しをしていたときに、あってはならないときに水が大量に入り込んだと、よくないということが1点と、のり面もございまして、そこが草ぼうぼうになっていると。普通、一般的な解釈では高いところの方がそののり面の草を刈るということになっていると思うのですが、水田の方のところにこういう申請があって、恐らく許可をされると思います。何かご意見がありますかということでお尋ねした経緯がありますが、私たち農業委員の活動範囲が、実際に農地法に關係して、全て周辺の農地に問題は起こさないという範囲であれば何も問題ありませんということで報告するだけでいいのか。そうではなくて、今申し上げたように下の農地を耕作されている方から見れば、草もしっかり刈ってもらわないとカメムシが発生したり、いろんな害虫も出ると、温床になるということがあって、上の方は最低年に二、三回は草を刈ってくださいねというふうな条件等々をつけて、そこに許可をするのかと、まず1点はそれです。 もう一つは、これもこの間、所有権の移転でレンコンの生産業者の方が土地を購入されて、そこに作業場を建設されるときに、近隣では古くから住んでいらっしゃる住民の方が何件かいます。そうすると、朝何時ぐらいから夕方何時ぐらいまで作業されて騒音は出ないのか、あるいは悪臭が出ないのか等々、騒音も出ないのか、悪臭も出ないのかと、作業時間は何時から何時まで、そういった様なことも勘案して、それが住宅の真ん中にあるところに許可していいのかという様なこともよくよく周辺を見ながら、近隣にお住まいの方に新たな苦情等が出る恐れはないのか、そういったところまで立ち入って、あるいは判断しながら事務局に報告すればいいのか、そういうことをしてはいけないのか、しないといけないのか、どこまでの範囲を我々農業委員として業務を遂行したらいいのかと。余計なことをしてもいけませんし、その辺について事務局に、どこまでの範囲を推奨して、我々の任務として遂行していいのかお答えいただきたいと思います。
松下局長補佐	その件ですが、そういった周辺の影響について、そういったご心配な点があるということであれば、確認していただいて事務局にお伝えいただけましたら、申請者に再度そういった点について確認して、対応ができるかどうかということを確認させていただこうと思います。
柏 尾 委 員	農業委員としての行動規範といいますか、そういったものがあって、それを基に何か活動していけば問題も起こらないであろうと思いますし、そういうものがもしあれば皆さんに配付いただいて、それを基に活動していくということがよいのではないかと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
木 村 局 長	失礼します。今のご意見をいただきましたように、皆さんの日々の活動の中でご心配といたしますか、そういったことがないような形で活動いただくように、今ご提案いただきました資料等を作成させていただいて、配付させていただければと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたりご審議誠にありがとうございました。 それでは、木原会長職務代理者から次回の総会についてお願いします。
木原職務代理者	失礼します。次回6月総会は6月30日曜日午後2時から市役所本館3階303号室で予定しておりますのでご出席をお願いします。開催時間は午後2時です。お間違いないようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 それでは、以上で5月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 9番 柏尾 博明 委員 10番 荒谷 義憲 委員